

- 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なく第十条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 知事は、修学生に対し修学資金の貸与を開始した月以後その在学する大学を卒業するまでに通常要する月数にわたって既に貸与を行った場合には、当該修学生に対する修学資金の貸与を打ち切るものとする。

(返還)

第六条 修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、被貸与者は、貸与を受けた各月分の修学資金に利息を付して、当該該当することとなった日の属する月の翌月から起算して一年(次条の規定により修学資金の返還の履行が猶予された場合にあつては、一年と当該猶予された期間とを合算した期間)以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。この場合において、知事は、当該期間内に修学資金及び利息の全額を返還することができないことについて特別の事情があると認めるときは、当該期間を二年以内に限り延長することができる。

一 前条第一項の規定により貸与契約が解除されたとき。

二 死亡したとき(前条第一項第五号に該当する場合を除く。)

三 貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師とならなかったとき。

四 医師となった後直ちに県内の公的医療機関等において医師の業務(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を含む。以下同じ。)に従事しなかったとき。

五 県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき。

2 前項の利息の額は、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日から貸与契約の期間が満了した月の末日(同項第一号に該当する場合にあつては、貸与契約の解除の日)までの日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(返還の猶予)

第七条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予するものとする。

一 第五条第一項の規定により貸与契約が解除され、又は貸与契約の期間が満了した後も引き続き当該課程に在学しているとき。

二 県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しているとき。

2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。

一 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

三 被貸与者の責めに帰することができない理由により、県内の公的医療機関等において医師の業務に従事することができないと認められるとき。

(返還の免除)

第八条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還債務を免除するものとする。

一 貸与契約の期間が満了した月の翌月から起算して一年六月以内に医師となり、直ちに、かつ、引き続き県内の公的医療機関等において医師の業務に従事した場合において、当該引き続き医師の業務に従事した期間（以下「継続従事期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（第五条第二項前段の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。以下同じ。）の二分の三に相当する期間に達したとき。

二 継続従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第一号の規定の適用については、継続従事期間のうちに休職又は停職の期間がある場合にあつては、当該継続従事期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとし、また、前条第二項の規定により返還債務の履行が猶予された期間は、継続従事期間を中断しないものとし、かつ、継続従事期間には算入しないものとする。

3 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、履行期限が到来していない部分に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡し、又は心身に故障が生じたことにより返還債務の履行をすることができなくなったとき。

二 県内の公的医療機関等において医師の業務に従事した期間（当該期間のうちに休職又は停職の期間がある場合にあつては、当該従事した期間から当該休職又は停職の期間を控除した期間）が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき。

(延滞利息)

第九条 被貸与者は、正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日ま

での日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払わなければならない。

2 第六条第三項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(学業成績表等の提出)

第十条 修学生は、毎年、学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この条例の規定は、平成十八年四月一日以後に大学の医学を履修する課程に入学する者について適用する。

秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十四号

秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例

秋田県ゆとり生活創造センター条例(平成十四年秋田県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「から第六号まで」を「及び第四号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 多目的工房

第二条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第三項中「第九号及び第十号」を「第七号及び第八号」に改める。

別表第一号の表花工房の項中「花工房」を「多目的工房」に改め、同表木工房の項及び布工房の項を削る。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第二十五号

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十一年秋田県条例第四号)の一部を次のように改正する。

「第五章 秋田県消費生活審議会及び秋田県消費者苦情処理委員会

目次中「第七条」を「第七条の二」に、 第一節 秋田県消費生活審議会(第二十八条―第三十二条) を「第五章 秋田県消費生活審議会

第二節 秋田県消費者苦情処理委員会(第三十三条―第三十六条)」

(第二十八条―第三十四条)」に、「第三十七条・第三十八条」を「第三十五条・第三十六条」に改める。

第一条中「県民の消費生活に関し、」を「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに」に改め、「(事業者が組織する団体を含む。以下同じ。)」を削り、「消費者」を「事業者団体、消費者及び消費者団体」に改める。

第二条中「県民の消費生活の安定及び向上」を「消費者の利益の擁護及び増進」に、「及び消費者」を「事業者団体、消費者及び消費者団体」に改め、「の各号」及び「ことを目標とし、良好な消費生活の環境が保たれる」を削り、同条に次の二号を加える。

六 消費生活において、自主的かつ合理的に行動することができるよう必要な教育の機会が提供される権利

七 消費者の意見が次条第一項の施策に反映される権利

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定に基づいて実施すべき総合的な施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第三条第二項中「消費者の意向を反映させるよう努めなければならない」を「高度情報通信社会の進展への的確な対応及び環境の保全に配慮するものとする」に改める。

第六条第一項中「公正な取引の確保並びに資源及びエネルギーの有効利用」を「及び公正な取引の確保」に改め、同条に次の二項を加える。

3 事業者は、消費者に提供する商品又は役務について、消費者が必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、消費者に提供する商品又は役務について、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

秋田県知事 寺 田 典 城

(事業者団体の役割)

第六条の二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるとともに、県及び市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について協力するよう努めるものとする。
第七条を次のように改める。

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

(消費者団体の役割)

第七条の二 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第十二条を次のように改める。

(自主基準の作成等)

第十二条 事業者は、その提供する商品又は役務について、品質その他の内容を向上すること等により消費者の信頼を確保するため、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準（以下「自主基準」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 事業者団体は、事業者による自主基準の作成を支援するとともに、事業者がこれを遵守するよう指導に努めるものとする。

第十三条第一項中「前四条」を「第九条から前条まで」に改める。

第十五条の二第二項中「事業者が」の下に、「、その提供する商品又は役務について」を加え、「又は経験の不足に乗じて」を「若しくは経験の不足に乗じて、又は消費者が取引をしない旨の意思を表示したにもかかわらず」に、「その提供する商品又は役務の選択を誤らせるような」を「不当な不利益を与えるおそれがある」に改める。

第十五条の三の次に次の一条を加える。

(緊急被害防止措置)

第十五条の四 知事は、事業者の不当な取引方法により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不当な取引方法の内容、これを行う事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な

情報を提供することができる。

第十六条中「充実するとともに、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう」を「充実するよう」に改める。

第十七条の見出し中「施設の整備」を「実施」に改め、同条中「施設を整備する」を削り、「試験、検査等の結果」を「その結果」に改める。

第二十五条の見出しを「(消費生活審議会のおつせん又は調停)」に改め、同条中「秋田県消費者苦情処理委員会」を「秋田県消費生活審議会」に改める。

第二十六条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第五号中「秋田県消費者苦情処理委員会」を「秋田県消費生活審議会」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 秋田県消費生活審議会

第五章第一節の節名を削る。

第二十八条第一項中「調査審議させる」の下に「とともに、第二十五条第一項の規定による消費者等からの苦情に関するおつせん及び調停並びに第二十六条第五号の規定による訴訟の援助に関する認定を行わせる」を加える。

第五章第二節を削る。

第三十二条中「この節」を「この章」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、第五章中同条を第三十四条とする。

第三十一条の次に次の二条を加える。

(消費者苦情処理部会)

第三十二条 審議会に、消費者等からの苦情に関するおつせん及び調停並びに訴訟の援助に関する認定を行わせるため、消費者苦情処理部会(以下「部

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第三十条第三項及び第四項並びに前条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第三十三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。